

背景要因（組織的要因）および再発防止対策

背景要因（組織的要因）	再発防止対策
<p>1. トップマネジメントのコミットメント(方針・指示)に対する重要性の認識不足</p>	<p>【安全文化の浸透・定着方法の改善】 経営方針における安全最優先の明確化と決意の表明 「原子力安全に関する品質方針」の抜本的改正 最高経営層と現場の直接対話活動の強化</p> <p>【内部監査体制等の充実・強化】 内部監査組織の強化（原子力考査室の設置） 原子力品質保証室の新設 原子力安全推進会議議長を社長へ変更 外部監査機関による監査</p>
<p>2. 事故・トラブル事象など、事象の重要性に対する危機意識の低下</p>	<p>【事故・トラブル等に対する予防処置の徹底】 原子力安全・保安院指示文書受領時の対応方法の明確化 当社プラントに関する情報伝達ルールの明確化 他社プラントに関する情報伝達ルールの明確化</p>
<p>3. 調達業務に対する厳格な管理意識の低下</p>	<p>【調達管理に対する社員の意識改革等】 調達管理に対する意識改革および調達管理要領の改正</p>
<p>4. 環境変化に対応するための適切な体制構築と資源投入不足</p>	<p>【最適人員配置の継続的検証および経営レベルの評価】 経営資源（特に人的資源）の適正配分に関する評価・検証 原子力安全推進会議の充実</p>
<p>5. 慣行優先の業務運営</p>	<p>【慣行優先の業務運営に対する改善】 各種教育等のさらなる充実による人材育成 現行業務プロセスのレビューおよび改善 不適合情報検討会の設置</p> <p>【社外の視点からの意見の反映】 「原子力の安全と信頼に関する顧問会議」の継続的な開催</p>

組織的要因に係わる再発防止対策のアクションプラン（１／３）

再発防止対策の取組み概要	行動計画概要	
【安全文化の浸透・定着方法の改善】	準備期間	運用開始
経営方針における安全最優先の明確化と決意の表明 「安全確保の徹底」を経営の最重要事項とするというトップマネジメントの意思を社内に示達、浸透をはかるとともに、対外的にも決意を表明する。	10月末まで	11月
「原子力安全に関する品質方針」の抜本的改正 今回の原子力品質保証体制の総点検結果を踏まえ、「原子力安全に関する品質方針」を抜本的に改正し、「本年を原子力発電所の品質保証に係わる意識改革元年とする」旨を盛り込むなど、安全文化の浸透・定着の徹底に向けてトップマネジメントの強い意思を発信する。 また、QMS組織内の各個別組織において、各組織の長は業務実態に応じた品質目標を設定し、自ら活動のリーダーとなってそれぞれの業務を計画および実施する。	9月末まで	10月
最高経営層と現場の直接対話活動の強化 今後は、組織の隅々まで安全文化を浸透・定着させるために、経営層による原子力発電所所員および協力会社社員との対話の機会をさらに増やす。また、経営層が現場の生の声を直接聞くことにより、現場における業務実態を確実に把握し、必要に応じマネジメントレビューに適切に反映する。	-	速やかに
【内部監査体制等の充実・強化】		
内部監査組織の強化(原子力考査室の設置) これまで、主席原子力考査役などは考査室の中に配置されていたが、今後は内部監査結果などが、これまで以上にトップマネジメントに確実かつタイムリーに伝達され、トップマネジメントのコミットメントなどに適切に反映されるよう、原子力考査室を社長直轄の組織として設置する。	11月末まで	12月
原子力品質保証室の新設 火力原子力本部長（業務執行機関の管理責任者）に確実かつタイムリーな情報が伝達され、QMSの継続的な改善に適切に反映されるよう、火力原子力本部長直轄組織として原子力品質保証室を新設する。	11月末まで	12月
原子力安全推進会議議長を社長へ変更 これまで、マネジメントレビューに関する調整機関としての役割を果たしていた原子力安全推進会議を、直接マネジメントレビューの場に変更し、原子力の安全確保および信頼性向上に対して経営トップの意向を直接反映させる。このため、原子力安全推進会議の議長を副社長から社長に変更する。	8月末まで	9月
外部監査機関による監査 今回の総点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況について、外部監査機関により第三者監査を受ける。	平成19年 1月末まで	平成19年 2月

組織的要因に係わる再発防止対策のアクションプラン（ 2 / 3 ）

再発防止対策の取組み概要	行動計画概要	
【事故・トラブル等に対する予防処置の徹底】	準備期間	運用開始
原子力安全・保安院指示文書受領時の対応方法の明確化 これまでも、原子力安全・保安院からの指示文書などについては、原子力部から経営層および関係者に適宜情報を発信してきたところであるが、今後は品質保証活動をさらに有効に機能させるため、これまで明確化されていなかった原子力安全・保安院指示文書受領時の対応方法をルール化する。	9月末まで	10月
当社プラントに関する情報伝達ルールの明確化 これまでも、当社プラントの運転などに関わる情報については、原子力部から経営層および関係者に適宜情報を発信してきたところであるが、今後は経営層、原子力考査室へのプラント情報伝達を確実にを行い、品質保証活動をさらに有効に機能させるため、不適合事象などのプラント情報伝達方法のルールを明確化する。	9月末まで	10月
他社プラントに関する情報伝達ルールの明確化 他社プラントにおけるトラブル情報などについても、原子力部から経営層、原子力考査室へのプラント情報伝達を確実にを行い、品質保証活動をさらに有効に機能させるため、その情報伝達方法のルールを明確化する。	9月末まで	10月
【調達管理に対する社員の意識改革等】		
調達管理に対する意識改革および調達管理要領の改正 品質方針に調達管理の重要性を盛り込むとともに、調達管理に対する社員、特に、個々の活動の推進役となる部・所長や課長などのミドルマネジメントの意識改革を図ることとする。 また、原子力部は調達管理要領を改正し、「供給者のQMSに関する不適合があった場合またその恐れがある場合の措置（暫定措置含む）」や「機器・設備、請負工事、委託業務などに関わる調達後の検証の充実をはかるための検証方法（記録の提出、立会、監査など）」を明確にするとともに、関係者に周知する。	9月末まで	10月
【最適人員配置の継続的検証および経営レベルの評価】		
経営資源（特に人的資源）の適正配分に関する評価・検証 これまでも、新検査制度導入などに伴う業務量増加に対応するため、保修部門などへの人的資源投入などを実施してきたが、今後、原子力安全推進会議においてその検証を行うとともに、経営レベルでの評価を行い、人員計画などに適切に反映していく。	9月末まで	10月
原子力安全推進会議の充実 最適な人員計画など経営資源の適切な配分などについて審議するとともに、原子力の安全性、信頼性についての課題（定期事業者検査、定期安全管理審査結果を含む）を適切なタイミングで審議するなど、原子力安全推進会議の審議内容の充実をはかり、また開催頻度を増やす。	8月末まで	9月

組織的要因に係わる再発防止対策のアクションプラン (3 / 3)

再発防止対策の取組み概要	行動計画概要	
【慣行優先の業務運営に対する改善】	準備期間	運用開始
<p>各種教育等のさらなる充実による人材育成 原子力安全を最優先とするという方針のもと、「QMS教育」などにおいて、トップマネジメントのコミットメント、不適合管理、調達管理、手順書遵守など基本的な業務遂行の重要性に重点を置いた教育を行い、社員一人ひとりの安全意識高揚を図るとともに、常に疑問を持って業務を実施し、当社QMSの継続的改善を目指す人材育成を図る。 なお、トップマネジメントをはじめ、経営層および管理責任者などに対しても、安全推進会議などにおいて専門家による講演会や意見交換会を行い、原子力安全の重視に対する意識の高揚を図る。</p>	8月末まで	9月
<p>現行業務プロセスのレビューおよび改善 これまで実施してきた業務プロセスは、慣行を優先するなど、QMSの継続的改善に対する取り組みが不足する傾向が認められた。このため、今後は、既存の基準や要領書などのQMS文書だけでそれぞれの業務が確実に計画・実施できるか検討するとともに、既存の検査要領書や工事仕様書などに検査成立条件やヒューマンエラー防止対策などの記載漏れがないかレビューを行う。その結果、必要があれば、QMS文書などを制定・改定するなど、慣行に頼った業務の改善を行う。</p>	-	速やかに
<p>不適合情報検討会の設置 これまでも不適合管理票を発行し確実に是正措置などを実施してきたところであるが、不適合事象とすることがどうかについては担当課長だけで判断されるなどの問題があった。このため、原子力発電所では不適合管理要領を改正し、また、発電所副所長などで構成される「不適合情報検討会」を設置し速やかにかつ客観的な視点で不適合を処理することとし、適切な業務運営を行う。</p>	8月末まで	9月
【社外の視点からの意見の反映】		
<p>「原子力の安全と信頼に関する顧問会議」の継続的な開催 総点検結果を踏まえた再発防止対策の計画・実施状況に関して、客観的かつ幅広い観点から継続的に意見をいただき、当社QMSの継続的な改善に資するため、「原子力の安全と信頼に関する顧問会議」を今後も継続的に開催する。</p>	-	7月
【アクションプランのフォロー】		
<p>原子力品質保証体制総点検委員会における検証 報告書提出後に、「原子力品質保証体制総点検委員会」をアクションプランが固まるまで1回/2ヵ月程度の頻度で開催する。その後、本委員会において、引き続き再発防止対策の実施状況およびその定着状況をチェックして、QMSが十分機能していることを検証する。</p>	8月以降、2ヶ月に一度程度	